

流通・取引慣行ガイドラインの見直しに当たっての論点②  
～最近の流通実態の変化（メーカーと流通業者の取引関係の実態等）～

1. 最近の流通・取引慣行等の実態

(1) 最近の流通・取引慣行の実態について、本研究会における事業者ヒアリング（以下「研究会ヒアリング」という。）<sup>1</sup>、本研究会における会員の意見（以下「会員意見」という。）、公正取引委員会事務総局による事業者ヒアリング（以下「事業者ヒアリング」という。）<sup>2</sup>において、様々な意見・要望が出された。主な内容は以下のとおりである（詳細は別紙参照）。

① 取引先選定の判断要素等

- ・ 部品等の調達先について、20年以上前は、長期間の取引や株式所有、グループ会社であること等を理由として取引先を選定することもあったが、現在は、品質、供給安定性、コスト、技術力等を見て選定している。【事業者ヒアリング】
- ・ コーポレートガバナンスの観点から、株主にメリットが説明できないような株式持合い自体が減少している。【事業者ヒアリング】

② メーカーと流通業者の取引関係

- ・ 主に合併・買収により小売業及び卸売業の上位集中が進んでいる。【研究会ヒアリング】
- ・ 流通・取引慣行ガイドライン制定当時は小売業者よりメーカーの力が強かったが、現在、その立場は逆転している。【事業者ヒアリング】
- ・ メーカー・流通業者間の力関係は個別の状況によって異なる。【研究会ヒアリング】
- ・ 流通業者の立場が強いといわれているが、必ずしもそうとは言い切れない。少なくとも、流通業者が、取引先メーカーに対して、自己の競争者との取引を制限する等の制限を課すことはない。【事業者ヒアリング】

<sup>1</sup> 本研究会において、流通経済研究所（第3回）、電子情報技術産業協会（第4回）、新経済連盟（第4回）、アジアインターネット日本連盟（第4回）、食品産業センター（第5回）、セブン&アイ・ホールディングス（第5回）、土田和博早稲田大学法学学術院教授（第6回）、からヒアリングを行った。

<sup>2</sup> 公正取引委員会は、平成27年9月以降、流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関して、家電、医薬品、化粧品、加工食品、日用雑貨品等の様々な業界のメーカー及び流通業者約40社に対してヒアリングを行った。

### ③ ガイドラインの構成

- ・ 現行ガイドラインは、製造業者の力が強く、系列化が問題となっていたという制定当時の状況を念頭に置いた書き方となっているため、より中立的で一般に当てはめやすい書き方にすべきである。【会員意見】
- ・ 市場閉鎖効果と価格維持効果という枠組みは分かりやすく、プラットフォームを含むエコマースに係る行為についても、この枠組み自体を変える必要はない。ただし、例えば知財ガイドラインでは非係争義務（NAP）について競争のインセンティブ低下がもたらす市場閉鎖効果について記載しているのに比べ、現行の流通・取引慣行ガイドラインにおいては、メーカーと流通業者の取引を前提とした古典的な形が記載されているところ、従来の表現では読み込めない部分にも対応できるようにするために、経済学的な考え方に基づいた記載とするなど、表現振りを工夫すべきである。【会員意見】
- ・ ガイドラインを参照する際は第2部しか見ていない。総代理店の話も今の時代に余りそぐわないのではないかと。第1部と第2部については、統合できるところは統合していくべきである。【会員意見】
- ・ ガイドラインにおいて優越的地位の濫用についても指摘がなされているが、別途「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」があるので、不要ではないか。【会員意見】
- ・ 「取引先事業者の株式の取得・所有と競争阻害」、「継続的な取引関係を背景とするその他の競争阻害行為」、「流通業者の経営に対する関与」について、そもそもその前提となっている株式持合い等はなくなっており、そのような制限は聞いたことがない。【事業者ヒアリング】

### (2) 具体的な問題事例

購入者側からの制限行為については、(株)サギサカに対する件など4件あるものの、違法性判断基準においては、基本的に現行ガイドラインの第1部第4の取引先事業者に対する自己の競争者との取引制限に示されたもの<sup>3</sup>と、その考え方を異にするものではない。

<sup>3</sup> 第1部第4（取引先事業者に対する自己の競争者との取引制限）においては、川下から川上への制限行為についても既に記載がある（事例として「市場における有力な完成品製造業者が、有力な部品製造業者に対し、自己の競争者である完成品製造業者には部品を販売せず、又は部品の販売を制限するよう要請し、その旨の同意を取りつけること」が挙げられている。）。

【購入者からの制限行為】

No.	件名 【勧告（命令）日（審決日）】	違反法条	概要
1	三蒲地区生コンクリート協同組合に対する件（平3（勸）18） 【平3.10.30（平3.12.2）】	旧一般指定15項（競争者に対する取引妨害）	アウトサイダーの砂利購入取引を不当に妨害していた。
2	鳥取中央農業協同組合に対する件（平11（勸）2） 【平11.2.12（平11.3.9）】	旧一般指定13項（拘束条件付取引）	農業用生産財資材を購入先販売業者から購入するに当たり、当該販売業者と組合員との取引その他当該販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引をしている。
3	姫路市管工事業協同組合に対する件（平12（勸）5） 【平12.4.7（平12.5.10）】	旧一般指定13項（拘束条件付取引）	姫路水道局が給水設置工事用資材として指定する資材の購入に当たり、購入先資材販売業者に対し、当該資材を組合員及び非組合員に直接販売しないようにさせる等、当該資材販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引をしている。
4	(株)サギサカに対する件（平12（勸）6） 【平12.4.27（平12.5.16）】	旧一般指定2項（その他の取引拒絶） 13項（拘束条件付取引）	自転車用品を購入先製造者から購入するに当たり、自社の納入先量販店に自社を通さず、直接又は間接に自転車用品を販売しないようにとの条件を付けて取引し、また、販売先卸売業者に、自社の特定競争業者に対する人気キャラクターを使用したオークス社製の自転車用品の販売を拒絶させている。

## 2. 流通・取引慣行ガイドラインにおける考え方

### （1）第1部の位置付け

第1部は日米構造協議において、従来から取引をしている又は同一の企業集団に属しているから取引先事業者として優先するといった長期継続取引関係に基づく日本の流通・取引慣行の閉鎖性の問題が指摘されたことを踏まえて作成された。しかし、現在において、上記のとおりこのような状況は見られない。

それを前提とした上で、現在の第1部記載の行為類型ごとに記載の必要性等を検討していく必要がある。

例えば、第1部第6（継続的な取引関係を背景とするその他の競争阻害行為）及び第7（取引先事業者の株式の取得・所有と競争阻害）は、前提となる上記のような長期継続取引関係や株式持合い等の実態がみられなくなっていること、実際の違反事例がないこと等を踏まえ、削除することも考えられる。

(2) 追加すべき事例の有無

前記1(1)の②のとおり、メーカーと流通業者のパワーバランスが変化してきているという意見はあるものの、前記1(2)のとおり、メーカーと流通業者の取引関係の変化に伴いガイドラインに新たに追加すべき行為類型が生じているとは考えられない。

なお、優越的地位の濫用については、基本的に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方(平成22年)」を参照すべきと考えられる。

(3) 更なる明確化等

前記1(1)③を踏まえ、適法・違法性判断基準が同じ行為類型もあることから、現行ガイドラインの第2部を中心とした記載に構成を変更することも考えられる。

また、前記2(2)のとおり、ガイドラインに新たに追加すべき行為類型はないと考えられるものの、前回のEコマース関連行為に対する考え方と同様に、流通業者(川下)からメーカー(川上)への垂直的制限行為も読み込めるような総論的な独占禁止法上の考え方をガイドラインにおいて示すことが望ましい。その上で、行為類型ごとの具体的事例の追記については検討する必要がある。

以上